

# 江戸・明治の高札展 展示：9/25～12/25

## ■高札（こうさつ）とは

高札とは制札ともいい、「こうさつ」とも「たかふだ」とも読みます。徳川幕府が農民や商人を取り締まる基本的なきまりを公示したものです。江戸幕府は村々に命じ、路傍の一定場所に法度や掟書を記した板札を建てさせました。高札を立てる場所を高札場と言いました。



朝之景 天保4（1833）年 大判 錦絵  
左の扉の右に高札場が描かれている。

## ●高札の歴史

高札制度の目的としては、

- 一 新しい法令を民衆に公示し、法の趣旨の周知徹底を図る。
- 二 基本法である事を明示する。違反者は「天下の大罪」であるとして、違反者は死罪などの重い刑に処せられることが多かった。
- 三 民衆の密告の奨励。特にキリスト教禁止。密告者への高額の賞金が掲げられた。などが挙げられます。主な代表的な高札としては、寛文元年（一六六一年）の五枚の高札（撰銭、切支丹、火事場、駄賃、雑事）や正徳元年（一七七一年）の五枚の高札（忠孝、切支丹、火付、駄賃、毒薬）、明治維新とともに新政府から出された五榜の掲示などがあります。

## ■高札の構成

高札の構成は、屋根の形になっているものと、直線的なものがあります。掲示のための「吊るし金具」、裏には補強のために「裏木」がつけられているものもあります。文面は表題、本文、年月日、発行主体で構成されています。表題は「定」と「覚」と二種類のものがあります。

「定」は永年掲示「覚」は暫定的な掲示とされています。発行主体は、江戸幕府が「奉行」、明治政府が「太政官」となります。幕府は人々の往来の多い場所、町や村の入り口などの目立つ場所に高札場（制札場）と呼ばれる設置場所を設け、諸藩もこれに従うように命じました。諸藩でも自藩の法令の公示に用いました。また、宿場においても多く設置され、各宿村間の里程測定の拠点ともされました。太田宿では、中山道の西福寺への入り口（関街道との分岐点）に高札場がありました。このため、移転はもとより、高札の文字が不明になったときでも、領主の許可なくしては墨入れもできませんでした。その代わりに幕府や諸藩では「高札番」という役職を設けて常時、高札場の整備・管理に務めさせ、高札の修繕や新設にあたらせました。また、この民衆への周知徹底のために高札の文面には、一般の法令では使われない簡易な仮名交じり文や仮名文が用いられ、高札の文章は寺子屋の書き取りの教科書としても推奨されていました。

## ■江戸時代の高札

### ●キリシタンの密告を求める高札

博物館の展示で圧倒的に多いのがこの高札です。キリスト教の禁制という 大きな社会的背景があるからでしょう。五榜の掲示のキリスト教禁止と異なるのは、賞金が付いている点です。

きりしたん宗門は累年御禁制たり 自然不審成ものこれあらば申出べし  
御ほうびとして

ばてれんの訴人	銀五百枚
いるまんの訴人	銀三百枚
立かへり者の訴人	同 断
同宿并宗門の訴人	銀百枚

右の通下さるべし  
たとひ同宿宗門の内たりといふとも 申出る品により銀五百枚下さるべし  
かくし置他所よりあらはるゝにおみては 其所の名主并五人組迄 一類  
可被行罪科候也

正徳元年五月日 奉行

## ■五榜の掲示（ごぼうのけいじ）

明治新政府は慶応四年三月十五日（一八六八年）太政官名で立てた初めての五つの高札で「五榜の掲示」と言われる禁止札があり、いまでも数多く残っています。三枚は「定三札」といわれるもので、永年掲示とされました。

- 第一札は、人として「五倫の道（儒教における五つの基本的な人間関係）」を正しくすることや殺人・放火・盗みなどの禁止
  - 第二札は、徒党・強訴・逃散の禁止、つまり集団の力を利用して事を起すことの禁止
  - 第三札は、キリスト教の禁止を命じています。
- 二枚は「覚札」と呼ばれるもので、「沙汰有るまで掲示」とされた一時的掲示です。
- 第四札は、万国公法に従うこと、外国人への加害の禁止
  - 第五札は、郷村脱走（浮浪）の禁止



現像する府中宿の高札場

江戸時代以前から広く庶民に法令を伝達してきた高札も、伝達手段の整備や印刷技術の向上などにより、この「五榜の掲示」を最後に明治六年二月二十四日をもって撤廃されました。

## ■美濃路に残る高札場

岐阜県を通る中山道に残る高札場は、美江寺宿、鶺沼宿、大湫宿、大井宿と馬箆宿の五宿に復元されています。



馬箆宿



大湫宿（復元）



大井宿（復元）



美江寺宿（復元）



鶺沼宿（復元）